

議案第 84 号

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

東京都人事委員会勧告に準ずる一般職の職員に支給する期末勤勉手当の支給割合の見直しを踏まえ、市議会議員の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 242.5」を「100 分の 247.5」に改める。

第 2 条 あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 247.5」を「100 分の 245」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の第 5 条第 2 項の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第 1 条の規定による改正前のあきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて、令和 7 年 1 2 月 1 日以後この条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、同条の規定による改正後のあきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。